

日医工医療行政情報

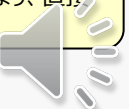
<https://stu-ge.nichiiko.co.jp/>

調剤報酬全点数解説(2022年度改定版) 「連携強化加算」

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6345号 寺坂裕美
日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第6178号 栗原盛一

資料No.20220408-1198

本資料は、2022年3月31日迄の情報に基づき、日医工(株)が編集したものです
が、その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接
または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます



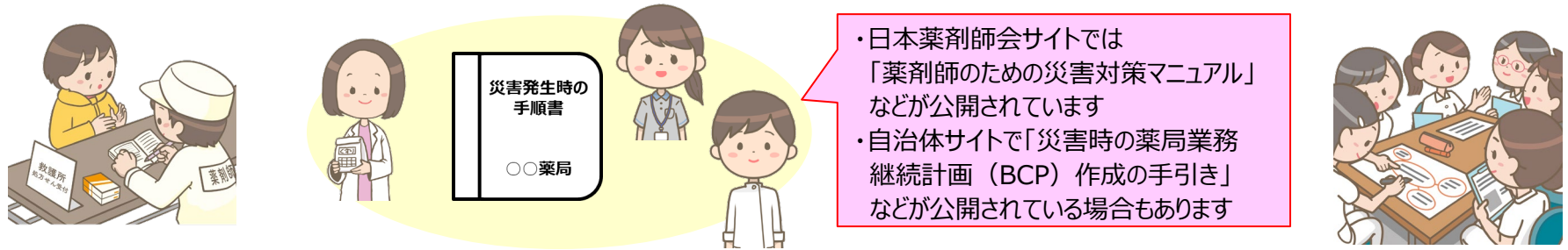
算定要件（施設基準）	改定後
地域支援体制加算の届出 + 非常時(災害や新興感染症発生時等)における対応に必要な体制の整備	2点

施設基準

青字は2022年3月31日の事務連絡により当面の間、施設基準の具体的な取扱いとして示された内容

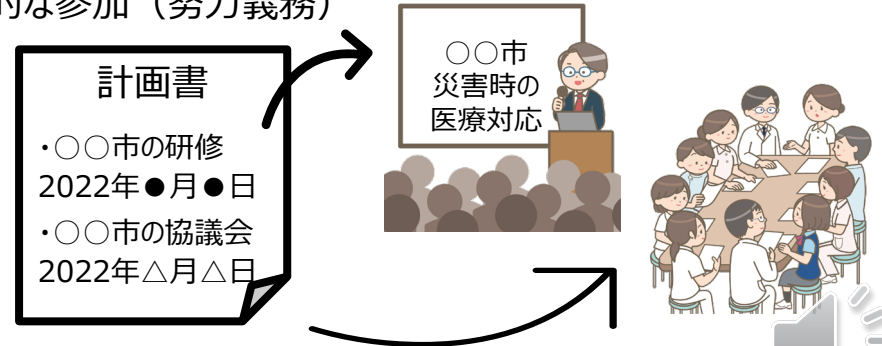
(1) 医薬品供給や地域の衛生管理対応の体制確保

- ① ・災害発生時等に薬局機能を維持し、避難所等への医薬品の供給 又は 調剤所の設置に係る人員派遣等の協力
・災害の発生時における薬局体制や対応について手順書を作成し、薬局職員に共有
- ② ・災害発生時等に医薬品供給等の対応を行うことについて薬局内で研修を実施するなど必要な体制の整備



(2) 災害や新興感染症発生時等の対応に係る協議会・研修等の積極的な参加（努力義務）

- ・地域の協議会、研修又は訓練等に参加するよう計画を作成
（年1回程度の参加が望ましい）
（参加した場合は、必要に応じて地域の他薬局に結果等を共有）



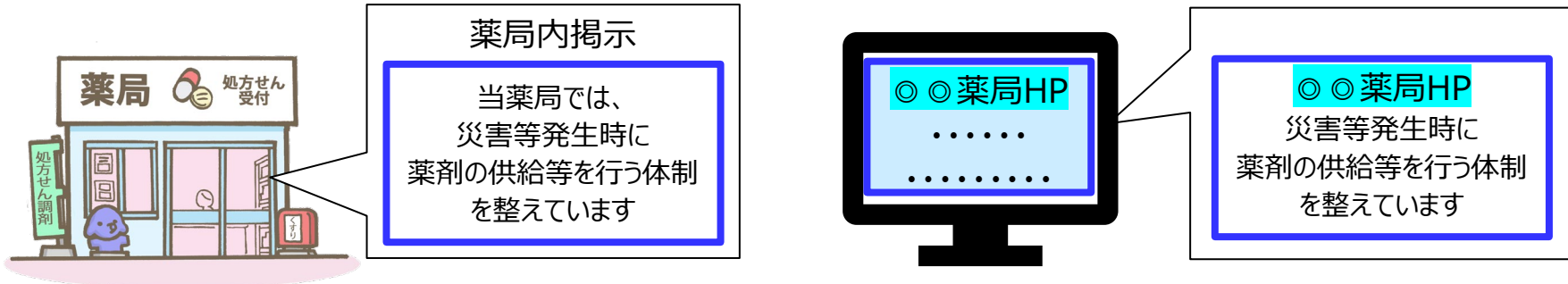
算定要件（施設基準）	改定後
地域支援体制加算の届出 + 非常時(災害や新興感染症発生時等)における対応に必要な体制の整備	2点

施設基準

青字は2022年3月31日の事務連絡により当面の間、施設基準の具体的な取扱いとして示された内容

(3)体制確保の周知（ホームページ等）

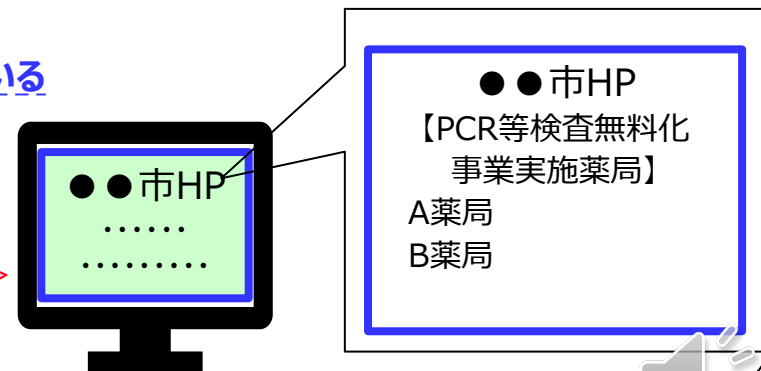
- ・薬局内での開示 又は 当該薬局のホームページ等において公表していること
- ・（自治体や薬剤師会等のホームページ等においても対応可能な旨を広く周知していることが望ましい）



(4)自治体からの協力要請時に必要な対応を実施（医薬品の供給等）

- ・PCR等検査無料化事業の検査実施事業者として登録され事業を実施している
- ・事業の登録について、自治体等のホームページ等で広く周知されている

・届出時に公表が確認できるウェブページのコピー等の添付が必要です



【抜粋】（2022年3月31日）

1. 「連携強化加算」に係る施設基準等の具体的な取扱いについて

連携強化加算の施設基準等の具体的な取扱いについては、次に掲げる体制等が整備されていること等をいうものであること。

(1) 「災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行う体制を確保すること」について
(第92の2の(1)のア)

① 災害や新興感染症の発生時等に、医薬品の提供施設として薬局機能を維持し、避難所・救護所等における医薬品の供給又は調剤所の設置に係る人員派遣等の協力等を行うこと。

また、災害の発生時における薬局の体制や対応について手順書等を作成し、薬局内の職員に対して共有していること。

② 災害や新興感染症の発生時等において、医薬品の供給や地域の衛生管理に係る対応等を行うことについて、薬局内で研修を実施する等、必要な体制の整備が行われていること。

(2) 「都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため、災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加するよう努めること」について（第92の2の(1)イ）

災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会、研修又は訓練等に参加するよう計画を作成すること。

また、協議会、研修又は訓練等には、年1回程度参加することが望ましい。

なお、参加した場合には、必要に応じて地域の他の保険薬局等にその結果等を共有すること。

(3) 「災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、ホームページ等で広く周知していること」について
(第92の2の(1)ウ)

災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保していることについて、薬局内での掲示又は当該薬局のホームページ等において公表していること。

また、自治体や関係団体等（都道府県薬剤師会又は地区薬剤師会等）のホームページ等においても、災害や新興感染症の発生時等に係る対応等が可能である旨、広く周知されていることが望ましい。

(4) 「災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行うこと」について（第92の2の(2)）

P C R等検査無料化事業に係る検査実施事業者として登録され、当該事業を実施していること。

また、当該検査実施事業者として登録されていることについて、自治体等のホームページ等において広く周知されていること。

2. 届出について

(1) 施設基準通知の別添2の様式87の3の4に必要事項を記載した上で地方厚生（支）局へ届出を行うこと。

(2) 1.(4)について、当該検査実施事業者として登録されていることについて、自治体等のホームページ等で公表されていることが確認できるウェブページのコピー等を添付すること。

3. 本取扱いについては、令和4年4月から当面の間の取扱いを示すものであり、今後、見直す可能性があることに留意すること。

